

日韓秘密情報保護協定の締結に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月九日

宇都隆史

参議院議長 平田健二殿

日韓秘密情報保護協定の締結に関する質問主意書

平成二十四年六月二十九日に締結予定であつた日韓秘密情報保護協定は、韓国側の都合により延期されることとなった。七月五日に行われた自由民主党国防部会における外務省アジア大洋州局の説明によると、二十九日午後八時にキム・ソンファン韓国外交通商部長官より、「韓国の国内の事情、特に国会との関係から、本協定の署名の延期を要請することとなった」として日本側の理解を求めた。これに対し、玄葉外務大臣は「韓国側の説明は理解した」と述べたとある。

右を踏まえ、以下質問する。

- 一 「韓国の国内事情」及び「国会との関係」とは、具体的に何か。
- 二 本協定を早期締結させねばならない具体的意義は何か。
- 三 韓国国内世論の反発は、いわゆる慰安婦問題等の歴史認識の誤認からくるものであるが、その対応に苦慮する現韓国政府の立場に一定の理解を示すことは、韓国側の歴史認識を容認し、誤ったメッセージを与えることになるのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

